

仕様書

1 目的

独立行政法人都市再生機構の障がい者採用事務について、一般事務（または事務補助）の採用活動を支援できる有料職業紹介事業者を活用することにより、採用事務の円滑な遂行を確保する。

2 履行期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

3 概要

(1) 業務内容

- ① 当機構の一般事務（または事務補助）の採用事務に必要な人材の情報の提供。
- ② 職業安定法第30条第1項の許可を受けた者（有料職業紹介事業者）の行う紹介業務。
- ③ 当機構での雇用に至った者の入社日までの、配属予定部署に対する障がい者雇用理解促進に資するガイダンスの実施及び当該者に関する情報（障がいの内容、配慮事項、人柄やスキル等）の共有。
- ④ 当機構での雇用に至った者に対する、少なくとも当該者の入社後2か月間にわたる複数回のカウンセリング実施。また、カウンセリング結果の当機構への都度報告。
- ⑤ その他上記に関わる採用事務の支援

※情報の提供とは、当機構へ該当求人者を初めて紹介する事をいう。なお、履行期間を超えて面接等を行う際は、該当求人者の合否の判定まで継続して連絡等のやり取りを行う。また、紹介の際は、該当求人者に係る推薦書、履歴書、職務経歴書及び障害者手帳の写しを提出すること。

※障がい者雇用理解促進に資するガイダンスの実施及び当該者に関する情報の共有は、原則オンライン開催で、合計1時間程度の実施を想定する。ただし、当該者に関する情報の共有は、当該者が認める範囲での共有とする。

※カウンセリングは、電話やメール等で実施するものとし、カウンセリング結果の当機構への報告は、当該者が認める範囲での報告とする。

(2) 採用人数

契約社員を複数名

(3) 報酬

一般事務（または事務補助） 採用一人につき理論年収の一定割合

※理論年収とは、「本給（月額固定給）×12ヶ月 + 理論上の特別手当（通年賞与。年2回）」（通勤手当及び超過勤務手当等変動する手当は含まない。）

※一定割合とは、人材紹介会社で通常適用する料率とする。ただし、料率の上限は35%

とする。

4 募集する職員

①業務内容

一般事務もしくは事務補助

②勤務箇所

- ・北海道
- ・東北地方（例：福島県）
- ・関東地方（例：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）
- ・中部地方（例：愛知県、石川県）
- ・関西・中国地方（例：大阪府、京都府、兵庫県）
- ・九州地方（例：福岡県）

5 その他

（1）報酬の支払方法等

採用が決定し、入社した時点で報酬が発生し、これをもって請求できるものとする。

（2）紹介対象者が退職した場合の返還金

- ・入社日から起算して1ヶ月以内の解雇、または退職した場合は報酬額の80%を返還すること。
- ・入社日から起算して1ヶ月超3ヶ月以内の解雇、または退職した場合は報酬額の50%を返還すること。
- ・入社日から起算して3ヶ月超6ヶ月以内の解雇、または退職した場合は報酬額の10%を返還すること。

以 上